

隠岐の島町一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（案）に関する意見書に対する回答

	ページ	意見	回答
No.1	8	3. 自然公園法等の指定状況 間違いと言う訳ではありませんが、この項目は、計画の策定上、どのような関連があるのでしょうか？？私は不要ではないかと思えます	本計画は、国の指針(生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針(平成2年10月8日付、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通達))に準拠し作成しているため、水質保全に関する状況として、自然公園の指定状況を整理しています。 なお、浄化槽整備の制度には、雑排水対策を促進する必要がある地域として、自然公園等の優れた自然環境を有する地域などが定められています。
No.2	14	第3節 土地利用 間違いと言う訳ではありませんが、この項目は、計画の策定上、どのような関連があるのでしょうか？？私は不要ではないかと思えます	本計画は、国の指針(生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針(平成2年10月8日付、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通達))に準拠し作成しているため、本町の地域特性として土地利用状況を整理しています。 なお、田畑の減少や、宅地の推移は公共用水域の水質に影響があるとの認識で整理したものです。
No.3	15	概ね環境基準を満足しています。 「満足」の根拠が示されていないのでは？？表3に、基準値？を明記すべきではないでしょうか？？	ご指摘を踏まえ、以下の説明文を追記いたします。 宇屋川には、環境基準の類型(その地点にあてはめる基準値)がないため、基準値を記載していませんが、水質測定結果は類型(AA~E)のうち、B類型を満足しています。 また、表3(p16)の右欄に環境基準(B類型)を追記し、p16の下部に類型についての用語説明を付け加えました。
No.4	19-①	第1節生活排水処理の流れ 「第1節生活排水の定義と処理方法」として、内容に①生活排水の定義(尿尿 しさ 生活雑排水 汚泥の4種を言う??) ②処理の実態 とすべきだと思います。どこの頁を見ても「生活排水」の定義がありません。 「し渣」「汚泥」「脱水汚泥」「浄化槽汚泥」の四つの単語の整理が必要では？？	ご指摘を踏まえ、以下のページに用語説明を追加いたします。 P1:生活排水、生活雑排水、浄化槽汚泥 P19:し渣、脱水汚泥 また、併せて一部の文章、語句を修正しました。 P19 第1節 2行目~5行目 P36 2. 3行目: 修正前:生活排水より発生する汚泥の堆肥化を、 修正後:生活排水処理により発生する脱水汚泥の堆肥化を、
No.5	19-②	図16 生活排水処理の実態 この図について、p38には図22との関連が有るような記述がありますが、この図16はとても解り辛い図だと思います。 ここに人口まで加えるのは無理があるのではないのでしょうか？ 私は、処理人口に関しては、(どうしても必要なら)別の図を作成して掲載することの方がいいと思えます。	環境省が毎年公表している「日本の廃棄物処理」という統計資料があります。そこでは処理フローと人口等と一緒に本項の図と類似のフローシートが示されているため援用しました。 また、図16において処理の流れを明記しておりますので、図22との比較が可能な図であると認識しております。
No.6	19-③	第3章 生活排水処理の実態と課題 この章は、p31迄、23ページにわたって、処理の実態と、それに対する課題を整理する章であり、事業計画を策定する上ではエキスとなる重要な部分だと思います。それなのに全体の構成は、実態の記述が21ページに及ぶのに反して、課題の記述は、僅か1ページ余りです。これはかなりの偏重記述ですので、もう少しバランスよく(課題をもっと綿密詳細に記述するか、現況をもっと簡素化する)記述すべきではないでしょうか？私は実態の記述がかなりしつこい(余計な記述、書けることは全て記述しよう?)と思えますので、もっと簡略な記述にするべきだと思います。	本項では、本町が実施してきた生活排水処理事業を十分に把握・理解して頂きたいと考え、実態の記述にページを割いております。また、生活排水処理の課題につきましては、各種の施設整備を精力的に進めてきた経過がありますので、今後は社会動向への対応や、ソフト的な施策が必要と考えています。
No.7	21	表7 一人の一日当りの尿尿の汲み取り量が年々増加する一方で、浄化槽の汚泥量が減る、という関係が何となく解り辛いです。 その説明が必要ではないのでしょうか？？	ご指摘いただきありがとうございます。以下の説明文を追記いたします。 し尿は、便槽に貯めるだけでなく、簡易水洗便所のように、少量の水で流すものが普及したことなどが、一人一日当たりのし尿量が増加した要因として考えられます。この増加割合よりし尿収集人口の減少割合の方が大きいため、し尿量は減少しています。 また、一人一日当たりの浄化槽汚泥量は、維持管理の適正化及び汚泥濃縮車の導入等により、近年は減少傾向にあると考えられます。
No.8	23	1. 合併処理浄化槽 何故、この中にp25の「公共下水道」が入らないか？？態々「2. 公共下水道」として別記することの必要性が、我々には解り辛いです。表19でも、そのことが言えます。 p23の「1. 合併処理浄化槽」とP25の「2. 公共下水道」の2項目の「見だし」は削除して、「2. 公共下水道」の見だしを、「5) 公共下水道」として、「4)」の次に繋げることは、無理があるのでしょうか？私達には、この原案の項目構成は、違和感があります、	公共下水道は、下水道法に基づき整備される施設であり、浄化槽法に基づき整備される合併処理浄化槽とは異なる施設です。 そのため、本項では合併処理浄化槽及び公共下水道を別記しています。

No.9	24	処理後の残渣(汚泥等) p19の「し渣」「汚泥」「脱水汚泥」「浄化槽汚泥」の四つの単語とは、また違う概念でしょうか?? p19には出てこない単語です。	P24の「処理後の残渣(汚泥等)」という用語をやめて、「汚泥等」という用語に統一します。 「汚泥等」の汚泥以外に含まれるものとしては、紙・繊維類・食品屑などがあります。
No.10	29	1. 生活排水処理 2. 尿尿・浄化槽汚泥処理 P19で生活排水の定義を記載することの必要性を提案しましたが、ここで「生活排水」と「し尿、汚泥」を対比させて羅列することの可否?? 「生活排水」とは、この計画書では、汚泥も尿尿も含むのでは??	「1.生活排水処理」、「2.し尿・浄化槽汚泥処理」という項目立てをやめて、項を統一します。
No.11	32	表21 生活排水の処理主体 この表は、何を示す表でしょうか?処理主体は「町」と「個人」に決っていると思いますが??私はこの表21は不必要だと思いました。 また、この表に、汚泥、残渣、し渣等が明記されないのはなぜでしょうか? それと「共同処理施設」は未完成ですから、この表に加えるのは不相当では?? また、共同施設は、生活雑排水も処理する施設でしょうか??	処理主体については民間委託も考えられるためです。指針の中で整理することが求められている事項であるため記載いたします。 汚泥、残渣、し渣等が明記されていないのは、それらが生活排水処理施設で処理を行った後に処理の過程で出てくるものであるためです。 共同処理施設については、今後10年間の計画であるため記載する必要があるという認識です。 また、共同処理施設においては、ご指摘の通り生活雑排水は処理いたしません。「浄化槽汚泥」の誤りであったため、修正いたします。 ご指摘ありがとうございます。
No.12	33-①	処理率の目標値について、10年後が68.2%はいかにも低い、と思いますが、どうでしょうか??どうしてそうなるのか??根拠らしい説明が必要だと思います。	ご指摘を踏まえ、以下の説明文を追記いたします。 本計画では平成23年から平成30年度までの生活排水処理率の推移及び、今後の事業計画に基づき目標値を設定しました。
No.13	33-②	それと、目標値は、施設整備率と施設の接続率の二つを見つめていく必要があると思いますので、二つに分けた目標値の設定を提案します。 私思いますに、整備率の方は、町の予算さえつければ、ある意味で、容易なことですが、難しいのは接続率ではないか、と危惧します。超高齢化の中で如何に接続率を高めていくか??ここが勝負だと思いますが?いかがでしょうか??	ご指摘の通り、今後整備が進んでいく中で接続率の向上が重要となると考えられます。そこで本計画においても、接続率を目標値としております。 また、整備率については「隠岐の島町下水道基本構想」の中において既に整理されている内容となりますので本計画において特別整理することは考えておりません。
No.14	33-③	また、行政区域内人口と計画処理区域人口の数値が、たまたま?同じですが、一方を削除してもいいのでは?両者の違いは何でしょうか?両方を掲載することの意義は何でしょうか??	行政区域内人口は町内全域の人口を指すのに対し、計画処理区域内人口は本町が計画的に生活排水処理を実施する区域における人口を指しています。本町の場合は、本町全域と計画処理区域が一致しています。 行政区域内人口と計画区域人口は本来区別して取り扱うものであるため、本計画においては両方を記載しております。
No.15	34~35	2. 生活排水を処理する区域及び人口 この見だしでありながら、内容(表23~表26)は、全て「事業計画」です。 何となく違和感がありますので、表の名称を「~~~事業の概要」とすべきではないでしょうか? 敢えて「事業計画」とするならば、その計画の策定期間くらいは明記すべきでは??	本項は、国の指針(生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針(平成2年10月8日付、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通達))に準拠し作成しているため、「生活排水を処理する区域及び人口」の以下に「生活排水処理施設整備計画の概要」が続く構成としております。
No.16	39	p5のPDCAサイクルの記述に関連して PDCAのサイクルのうち、特に「C」の作業の重要性に着目して「7.」の次に「8. 計画の進捗度の検証、評価、見直し作業」を新たな項目として加えて、どのような方法で検証、評価を行い、どのような手段で見直しを行うか、等々について記述する必要がありますか?計画の達成度や実現度を担保する上では、極めて重要なことではないでしょうか??	C(チェック)の作業に関しましては、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画の中で検証及び評価を行う予定です。 したがって、P5に以下の説明文を追記いたします。 特に評価(Check)の作業に関しましては、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画のなかで検証及び評価を行う予定です。 また、P5に一般廃棄物処理実施計画についての用語説明を追記しました。
No.17	-	「数値目標一覧表」の作成・掲載について 第4章 生活排水処理計画(p31~p40)のマトメとして、章の最後に、計画事項の随所に記載された数値目標の数値を「数値目標一覧表」でまとめて作成して、掲載することを提案します。そうすることで、計画書内容が、より解りやすいものになると確信します。 数値目標の項目(例示案) 1. 下水道施設整備率 ①公共下水道 ②その他下水道 2. 下水道接続率 3. 生活排水処理率 4. 住基人口 5. 6. 7.	P40に新たに「計画に関わる数値目標一覧」を追加しました。